

埼玉県キャッシュレス推進協議会 設置要綱

(目 的)

第1条 埼玉県は、県内サービス産業事業者の生産性向上及び消費者の利便性の向上並びに県経済の発展に寄与するため、キャッシュレス決済の導入拡大を目的とした埼玉県キャッシュレス推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。本設置要綱は、推進協議会の運営に必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) キャッシュレス決済推進に関する国や構成機関の取組等の情報の共有
- (2) キャッシュレス決済導入時の課題やその対応に関する意見交換
- (3) 構成機関が実施する以下の取組の協力体制の構築
 - ・ セミナーや勉強会の開催など国事業等の周知に向けた取組の促進
 - ・ キャッシュレス決済導入を契機とした更なるICT等の高度利用の促進
 - ・ 様々な消費者に対するキャッシュレス決済の利用の促進
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第3条 推進協議会は、別表に掲げる機関で構成する。

- 2 前項に定めるもののほか、推進協議会の趣旨に賛同する機関等を加えることができる。この場合、推進協議会を構成するものの承認を得るものとする。

(座 長)

第4条 推進協議会に座長を置き、埼玉県商業・サービス産業支援課長の職をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長は、その他必要に応じてオブザーバー等を置くことができる。

(会 議)

第5条 会議は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、第3条に規定するもの以外のものに出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって票決することができる。

(分科会)

第6条 推進協議会の活動を円滑に進めるため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 推進協議会を構成するものは、会議の活動において知り得た秘密を第三者に漏らし、又は活動以外の目的に利用してはならない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関して必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

別 表

一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会

埼玉県商工会連合会

埼玉県商店街連合会

埼玉県商店街振興組合連合会

公益財団法人 埼玉県産業振興公社

株式会社 埼玉りそな銀行

株式会社 りそなホールディングス

株式会社 武蔵野銀行

埼玉県信用金庫

川口信用金庫

青木信用金庫

飯能信用金庫

株式会社 日本政策金融公庫

埼玉県企画財政部

埼玉県産業労働部